

令和6年4月26日

以下のとおり、1件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案】 傷害事件

1 被処分者の所属等	消防局警防部 主任 40歳代 男性
2 処分年月日	令和6年4月26日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 停職12月
4 処分理由	<p>被処分者は、令和5年12月9日に北九州市八幡西区の路上において、男性(当時38歳)に対し、顔を殴るなどの行為によって、同人に安静加療約1週間を要する傷害を負わせた。令和6年2月26日に折尾警察署で任意で事情を聴かれ、傷害容疑で逮捕された。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令:地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>

■今後の対応（再発防止対策等）

今回の処分事案により、市民の皆様からの信頼を失う事態となった。今回の事態を真摯に受け止め、各課で行う事務改善会議や節目に行う階層別研修などあらゆる機会を捉えて、服務規律の保持徹底や倫理意識の向上を図っていく。

特に昨年度から、飲酒に絡む事案が複数発生していることを重く受け止め、服務規律の保持徹底や倫理意識のさらなる向上を図り、綱紀粛正と信頼回復に全力で努めてまいりたい。

【お問合せ先】

北九州市消防局人事課 TEL: 093-582-3805
課長: 西岡、係長: 川崎